

## 岸和田市都市景観表彰実施要領

(目的)

第1条 この要領は、岸和田市都市景観条例（平成6年条例第2号）（以下「条例」という。）第41条の規定に基づき、岸和田市都市景観表彰（以下「表彰」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の目的)

第2条 本市域内において特にすぐれた都市景観の形成に寄与した者を表彰することにより、都市景観の向上と景観に関する市民意識の高揚を図ることを目的とする。

(表彰の名称)

第3条 表彰の名称は岸和田市都市景観賞とする。

(表彰の対象)

第4条 表彰の対象は、本市域内において景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物、公告物、広告物その他の物件（以下「建築物等」という。）の設計者及び所有者とする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を設計者に授与し、建築物等の所有者には表彰状と銘板を添える。

(表彰の部門)

第6条 表彰には、次の各号に定める部門を設け、各部門ごとにそれぞれ表彰を実施するものとする。

- (1) 大規模建築物等届出部門
- (2) 一般公募部門

(選考の対象)

第7条 前条に規定する各部門の選考の対象となる建築物等は、別表のとおりとする。

(選考の対象となる建築物等の選出)

第8条 第6条第1号に規定する大規模建築物等届出部門の表彰の選考の対象となる建築物等については、条例第6条、第19条等の規定による届出状況に基づき事務局が選出するものとする。

(選考の対象となる建築物等の募集)

第9条 第6条第2号に規定する一般公募部門の表彰の選考の対象となる建築物等については、自薦および他薦による公募によって行なうものとする。

2 市長は、市広報、市ホームページその他の広報媒体を利用する等の方法により、表彰の募集について、次の各号に定める事項を市民に周知するものとする。

- (1) 表彰の目的
- (2) 表彰の対象
- (3) 募集期間
- (4) 応募の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

3 応募者は、次の各号に定める事項を記した書類及び推薦する建築物等の写真等（以下「応募書類」という。）を市長に提出するものとする。

- (1) 推薦する建築物等の所在と略図
- (2) 推薦の理由（簡単なコメントなど）
- (3) 応募者の住所、氏名、年齢、性別、電話番号
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(選考の方法)

第10条 表彰者を選定するため、都市景観賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

第 11 条 選考委員会は、条例第 29 条に規定する都市景観審議会及び条例第 37 条に規定する環境デザイン委員会の委員のうち、市長が任命する 6 名以内で組織する。

第 12 条 選考委員会は、対象物件の選考又は推薦を行ない、岸和田市都市景観審議会が承認し、市長が決定するものとする。

第 13 条 選考又は推薦は、応募書類により行なうとともに、必要に応じて市民アンケート（まちかど審査等）、現地調査等を実施し、これらの方法をあわせて行なうものとする。

（表彰の公表）

第 14 条 市長は、第 10 条から第 13 条の規定により表彰者を決定した場合、市広報、市ホームページその他の広報媒体を利用する等の方法により、これをすみやかに公表するものとする。

（その他）

第 15 条 表彰の実施に際しては、第 2 条に掲げる目的に鑑み、表彰の対象となる所有者等関係者だけでなく、広く市民意識の啓発、高揚を図ることに努めるものとする。

第 16 条 この要領に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は平成 18 年 6 月 8 日から施行する。

別 表

（第 7 条関係）

大規模建築物等届出部 門	対象となる建築物等
	<p>条例第 6 条、第 19 条等の規定に基づく行為の届出により、協議を行った建築物等のうち、建築確認申請がなされ検査済みである等、表彰実施時点において、施工完了とみなされ、かつ当該建築物等の運用管理状況が確認できるもの。</p> <p>ただし、過去に選考の対象となったものは、これを除外する。</p>
一 般 公 募 部 門	表彰の視点
	<p>大規模建築物等に関する行為に際して、都市景観の形成に積極的に取り組み、その結果として本市の都市景観形成の推進に寄与した建築物等を対象として表彰を行なう。</p>
一 般 公 募 部 門	対象となる建築物等
	<p>岸和田市内に現存する上記以外の建築物等のうち、募集締め切り期日から起算して、おおむね 5 年以内に新築、補修、改修等を行い、当該建築物等の所有者が明確であり、かつ所有者が表彰に対して異議のないものを対象とする。</p> <p>ただし、違法に設置された建築物等については、これを除外する。</p> <p>※敷地を同一とする等、一体とみなされる建築物等を対象とし、建築物以外又は複数の建築物等によって形成される風景（いわゆる「まちなみ」）は対象外とする。</p>
一 般 公 募 部 門	表彰の視点
	<p>本市の都市景観の形成において規範となり、都市景観をリードする建築物等で、次の各号のいずれかに該当するものを対象として表彰を行なう。</p> <p>①伝統的な街並み景観の保全、調和を図っているもの</p> <p>②山野、海浜、河川等の自然の景観要素とうまく調和しているもの</p> <p>③公園、道路、耕地等の周辺の景観要素とうまく調和しているもの</p> <p>④都市景観に配慮された意匠、色彩、材質等を使用されているもの</p> <p>⑤まちの景観をリードする積極的取り組みがなされているもの</p> <p>⑥その他都市景観の形成に貢献していると思われるもの</p>